

熊本県行政文書管理規程の改正について

1 報告の経緯

行政文書管理規程については、平成30年度の県庁組織改編に伴い改正する必要が生じたが、今回の改正は行政文書の管理方法の変更ではなく、管理制度運営上の形式的な変更であることから、改正後、委員会に事後報告することとしていた。

平成30年3月30日付けで同規程を改正(平成30年4月1日施行)したことから、今回報告するもの。

2 平成30年度改正の概要

組織改正等に伴い、次の改正を行った。

総務事務センターが総務厚生課に改組されたことから、「センター」に係る部分の改正等。

知事公室政策調整監を知事公室政策審議監に改正。

公文書の記号及び番号の整理等。

3 改正点

別添「熊本県行政文書管理規程新旧対照表」のとおり